

# 第 219 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 8 号

令和 4 年 8 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 8 号をもって、令和 4 年 8 月 10 日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 219 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 4 年 8 月 10 日（水） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	4 番 宮本 教夫	5 番 塚本 勝男
6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔	9 番 井坂 孝雄
10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝	13 番 栗山 千勝
14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄		

## 4. 欠席委員

3 番 鈴木 良道

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 局長補佐 関川 信政 主幹 関根 治彦

## 6. 議事録署名委員

4 番 宮本 教夫 5 番 塚本 勝男

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 55 号 現況証明願の交付決定について  
議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について  
議案第 58 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 2 時 45 分閉会



事務局長	<p>只今から、令和4年度第219回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、会議規則第4条による欠席届が3番鈴木委員より提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 塚本勝男 委員、4番 宮本教夫 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に報告第23号、第24号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第53号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>



	<p>続きまして番号 4 番は、●●●●●●●●から約 200m 東に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 5 番は、●●●●●●●●から約 200m 東に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 6 番の上佐谷●●●●●●●●、●●●●●●●●、●●●●●●の農地は、●●●●●●●●から約 100m 東に位置する畑 3 筆、上佐谷●●●●●●●●の農地は約 200m 東に位置する田 1 筆、上佐谷●●●●●●●●、●●●●●●の農地は約 200m 南に位置する畑 2 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>水稻、梨などを作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	<p>番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第53号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>



議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
5番 塚本委員	進入路が狭いと思うので、どのくらいの幅の公道に接していますか。 周辺農地を踏んで出入りすることはないか、伺います。
事務局	お答えいたします。 こちらの案件に関しましては都市計画区域外ということで、都市整備課にまずは問合せしていただいた際に、接道に関しては狭いですが問題ないという判断があって、自己住宅として建てるのは問題ないだろうという話をいただいている案件として、代理人からは伺っています。
5番 塚本委員	入っていくのに周りの農地に迷惑は掛からないというわけですね。
事務局	都市整備課においては、そのように判断されたものと考えます。
5番 塚本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第55号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件についても事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10番 飯田委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約100m北に位置する畑1筆になります。 こちらは、20年以上前から住宅敷地として利用していた経緯があり、現在に至っ

	<p>ていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●から約900m北に位置する畑1筆になります。 こちらは、20年以上前から山林化している状況にあり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 まず、番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第55号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p>

	事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のと

	おり決定いたしました。
議長	次に「議案第58号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第58号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見等無し)
議長	来月の総会は、9月12日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、高田健司 委員、谷中昌 委員、廣原孝 委員です。 日時は、9月5日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。
議長	事務局から、何かありますか。
事務局	(事務局説明) 1. 市ホームページへの委員・推進員名簿の掲載について

	2. 9月総会終了後の農業者年金研修会開催について
議長	事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等何かありましたらお願いします。 (意見、質問等なし)
議長	それでは、以上を持ちまして、第219回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。
事務局	起立、礼、お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_